

大和保育園 重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

この重要事項説明書は、一宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月24日 一宮市条例第30号)第5条の規定に基づき、当保育園の概要や提供されるサービスの内容等を保育利用の申込みを行った保護者に対して説明するものです。

1 事業者

| | |
|---------|----------------|
| 事業者の名称 | 社会福祉法人 尾張中央福祉会 |
| 代表者氏名 | 理事長 末松 光生 |
| 法人の所在地 | 一宮市大和町苅安賀字角出80 |
| 法人の電話番号 | (0586) 45-7351 |

2 施設の目的及び運営の方針

| | |
|-------|--|
| 施設の目的 | 当園は、就労や看護等により家庭での保育を行われることが困難な乳幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。 |
| 運営方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・保育の提供に当たっては、入園している乳幼児(以下「園児」という。)の最善の利益を考慮し行っていくものとする。 ・保育に関する専門性を有する職員が家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、保育を提供していくものとする。 ・保護者に対する支援及び子育て家庭に対する支援を行うよう努めていくものとする。 ・当園は、一宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月24日 一宮市条例第30号)その他関係法令、通知等を遵守し、事業を実施するものとする。 |

3 保育所の概要

| | |
|------------------------|---|
| 名称 | 大和保育園 |
| 所在地 | 一宮市大和町苅安賀字角出80 |
| 認可年月日 | 昭和56年1月27日 |
| 電話番号 | (0586) 45-7351 |
| 園長氏名 | 末松 譲 |
| 利用定員 | 3歳以上 95名 3歳未満 45名(0歳 10名、1~2歳 35名) |
| 提供する保育等の内容(特別保育の実施状況等) | <ul style="list-style-type: none"> ・通常保育 ・一時保育 ・障害児保育 ・さくらっこサークル(未就園児) ・延長保育 |

4 開所日・開所時間及び休所日

| | |
|------|---|
| 開所日 | 月曜日から土曜日まで |
| 開所時間 | 月曜日から金曜日 : 午前7時から午後7時まで 土曜日 : 午前7時から午後1時まで |
| 休所日 | 日曜日、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日 |

5 保育を提供する時間

| | | |
|----------|----------------|-----------------|
| 保育標準時間認定 | を受けた方に提供する保育時間 | 午前7時~午後6時(11時間) |
| 保育短時間認定 | を受けた方に提供する保育時間 | 午前8時~午後4時(8時間) |

※上記以外の時間の保育については、“時間外保育料”として料金を請求する可能性があります。(令和6年度4月時点では徴収予定はありません。)

6 職員体制(職種、人数)(令和6年4月1日予定)

| 職種 | 人数 |
|-------|-----|
| 園長 | 1名 |
| 主任保育士 | 1名 |
| 指導保育士 | 1名 |
| 保育士 | 22名 |
| 調理員 | 3名 |

7 利用者負担その他の費用

(1) 利用者負担(保育料)

当園の保育を利用した支給認定保護者はその支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金(保育料)を支払うものとする。(金額決定については、入園申込書と一緒にお渡しした「保育所入所申込みの手引き」の中にある『保育所入所負担金徴収額表』によります。)

※3歳~5歳児クラスの保育料は無償化となりますが、保育料に含まれている食材料費(副食費)は、生活保護世帯やひとり親世帯等を除き、無償化の対象外となります。その為、給食代は、主食費・副食費を徴収いたします。

(2) その他の費用等(金額は変更になる可能性があります。)

| 各年齢 | 内容 | 金額 | 備考 |
|-----------|---------------------------|------------|---|
| 0~2歳児(乳児) | ふとんカバー | 2,600円 | お昼寝用の敷布団に装着します。 |
| | 給食代 | 1か月 0円 | 乳児については 0円です。 |
| 年少~年長(幼児) | 給食代 主食590円 副食5,000円 | 1か月 5,590円 | 毎月初めに前月分を徴収します。 (※欠席日があっても日割り減額はしません。) |
| | 夏制服(上体操着) | 2,750円 | 登降園の際や園内の活動に着用します。 |
| | 夏制服(下体操着) | 2,000円 | |
| | 冬制服(スモック) | 4,750円 | |
| | 黄帽子 | 1,050円 | |
| 年少~年長(幼児) | 防災ずきん(カバー付き) | 3,240円 | 椅子の座布団として使用し、避難時に頭部を守るずきんとして使用します。 |
| | カバーのみ | 590円 | 夏季上履きとして使用します。 |
| | サンダル(夏季使用) | 750円 | |
| | キャップ付はさみ | 480円 | 文房具 |
| | ねんど | 340円 | |
| | ねんどケース | 320円 | |
| | 蓋付きのり | 220円 | |
| | 秋季遠足 バス代等 | 利用人数による等分 | 秋季遠足 |
| 年少児 | クレパスべんてるばっせる16色 | 640円 | 文房具 |

| | | | |
|-----|----------------------|------------|------------------------------|
| 年中児 | 色鉛筆三菱鉛筆色鉛筆 uni880 | 759円 | 文房具 |
| 年長児 | ケキカラーペンてるけキラー8色 | 670円 | 文房具 |
| | お別れ遠足 バス代等 | 利用者人数による等分 | お別れ遠足 |
| 全園児 | スポーツ振興センター 災害共済給付 | 年間240円 | お子さんが園内で怪我をした時、 お見舞金が出ます。 |

(また、上記以外に各家庭において用意していただく必要がある用具があり、それについても
予めお知らせします。)

(3) 一時預かり保育事業の料金は、2,100円とする。(金額は変更になる可能性があります。)

8 利用の開始、終了に関する事項

・利用の開始

当園に入園の際は、一宮市と利用調整を行い、支給認定を受け開始されること。

・終了について

次の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 年長児が小学校就学の始期に達したとき
- (2) 保護者が法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続において、重大な支障又は困難が生じたとき

・転園の際には

申込期間は、転園希望日の属する月の前月の1日から15日の間となり、転園日は必ず1日となる。

9 園児に食物等のアレルギーがあった場合

保護者は当園に対し、予め園児に食物等のアレルギーがあることを伝えるものとする。その申請方法としては、保護者は保護者記載の『申請書』、『食物アレルギー状況票』及び医療機関記載の『保育所における食物アレルギー疾患管理指導表』を当園に提出することとする。それに基づき当園は食物の除去、保護者による代替食品の用意等の適した方法で対応する。また誤食等の緊急時には『申請書』に沿って速やかに対応し、並行して保護者への連絡を行う。

10 薬を持参しての登園について

薬を持参しての登園は禁止。

例外として、園児に食物等のアレルギーがあり、発作発症の可能性のある場合に医師の指導のもと必要であるならば、その対象の薬の持参を許可する。

11 緊急時等における対応方法

- ・保育の提供中に園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたとき
 - ・保育の提供により事故が発生し、園児が怪我をしたとき
- 以上の場合には速やかに嘱託医、又その園児の状況に応じた病院へ連絡し、並行して保護者に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 事故については、その状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。また、その事故により病院での受診を行った場合等は東京海上火災保険の『ほいくのほけん』の対象となり、保険料の支給がされるものとする。併せて診療報酬請求点数が500点以上だった場合は、スポーツ振興センターの災害共済給付金制度を利用する。

3 保育の提供により園児に対し賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

12 非常災害対策

当園は非常災害に備え、園児の安全を確保するため、避難訓練を毎月1回行うものとする。訓練については行った毎に職員会議で検証をし、より具体的に、役に立つ訓練に改善していくものとする。

避難方法については園児に理解させるよう努めることとする。

13 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

14 秘密の保持 と 例外的措置

当園の秘密の保持の方法については、「大和保育園 個人情報保護方針」に記載してあり、また「大和保育園 個人情報保護方針」は各園児の入園の際に、保護者に配布することとする。なお例外として、小学校への進学や他の特定教育・保育施設へ転園等する場合は、小学校や転園先に園児の情報を提供する。

15 園内での大声などの暴言、迷惑行為について

当園の利用者（保護者）は、園内で本園や本園の職員又は他の保護者や園児に対して、大声などの暴言や迷惑行為は行わないこととする。

16 苦情・要望等への対応

当園への苦情・要望等については随時受付を行う。その内容を分析し、当園が提供する保育が園児の最善の利益となるよう改善を重ねることを続けていくものとする。当園の改善策によっても、問題の解決を得られない場合には、「入園のしおり」16ページの『苦情解決のながれ』に沿って第三者委員、運営適正化委員会の力を借りて解決に向かうこととする。

以上の重要事項の説明に同意をする場合は、記名押印した本書面を2通作成しご家庭と保育園1通ずつ保存します。

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

大和保育園 園長 末松 譲

私は、本書面に基づいて保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：_____

園児氏名：_____

保護者氏名：_____ 印

園児から見た続柄：_____